



# 改正 電離放射線障害防止規則 及び 医療機関における労務管理説明会



眼の水晶体に受ける電離放射線の遮断には、防護眼鏡の使用が有効です。

午後2時～午後3時20分頃

1. 改正電離放射線障害防止規則（約35分）
2. 医療機関における労務管理（約30分）
3. その他 法令改正（約10分）



・資料は画面に映しますが、必要に応じて印刷してください。お送りしている案内文にも記載していますが、資料は、滋賀労働局ホームページの下方「労働基準監督署からのお知らせ」-「大津労働基準監督署からのお知らせ」に掲載されています。

・重要なポイントにしぼった、短時間の説明会です（午後3時20分頃の終了です）。  
ご質問は、健康安全課【電話 077-522-6650】にご連絡ください（次第2の労務管理については、監督課【電話077-522-6649】にご連絡ください）。



# 今回 説明会を開催した背景（その1）

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

厚生労働省リーフレット見出し

令和3年4月1日から

## 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます（増補版）



眼の水晶体を受ける等価線量の低減には、防護眼鏡の使用も有効です。

国際放射線防護委員会 (ICRP) が2011年に発表した「組織反応に関する声明」を受けた放射線審議会の「眼の水晶体にかかる放射線防護の在り方について」について対応するため、次の改正等が行われました。

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）

2 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条・告示第3条）

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）

その他、様式改正  
経過措置など



# 今回 説明会を開催した背景（その2）

## NHKニュースwebより抜粋（見出しのみ）

↓ 一例です。

医師の6割 法令で義務づけの線量計装着せず  
産業医科大調査

2021年1月11日 0時24分



医師や看護師 医療現場の被ばく管理徹底さ  
れない 実態明らかに

“被ばく歴未確認が約半数”

医師らの被ばく調査 未回答の医療機関に労  
基署通じ点検促す

2021年6月8日 5時08分 医療

ケース1 均等被ばくの場合

放射線測定器1個が必要です。

装着位置	
A	男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性
B	A以外の女性

いずれか1か所

こういった背景により、点検を促し、説明会を開催し、場合によっては労働基準監督署が医療機関に訪問し、確認等を実施しているところです。今回は、改正電離放射線障害防止規則と併せて、医療機関における労務管理や、その他の法令改正についても、重要なポイントのみ説明します。